

第3次

高梁市男女共同参画基本計画

～ ともに生き、ともに認め合える社会を目指して ～

令和3年～令和7年 ー 概要版 ー



令和 3年 3月
高 梁 市

男女共同参画社会の実現とは？

男女共同参画社会は、男性も女性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会をイメージしています。



こうした社会を実現するためには、男女がお互いの人権を尊重し、ともに支え、責任を分かち合いながら社会のあらゆる分野に参画していくことができるまちづくりを推進していく必要があります。

本市においても男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者、行政が協力して計画的に取り組んでいきます。

なぜ男女共同参画は必要か？～男女共同参画を取り巻く社会情勢～

● 少子高齢化・人口減少の進行

我が国は、少子高齢化・人口減少社会に突入しており、労働力人口の不足、地域の人手不足や活力低下などが懸念されます。こうした中で、女性の活躍を推進することは、女性も働き手の一人として、労働力人口の増加が期待されるだけでなく、国民の価値観の多様化が進む中で、様々な視点が確保され、社会経済情勢の変化に対応できる持続可能な社会を生み出すことに繋がります。

これらの状況に対応するため、あらゆる場において、性別に関係なく、男女がともに個性や能力を発揮し活躍することができる社会づくりが必要であるといえます。

● 平均寿命の延伸と人生 100 年時代の到来

我が国は現在、世界有数の長寿社会を迎えています。このような状況の中、男性も女性も若いうちから人生 100 年時代を意識し、これからは本人の希望に応じて、仕事と家庭や地域、また個人の生活との調和を図っていくことが、生涯にわたり豊かな人生をもたらすと考えられます。

これらのことから、人生 100 年時代の安心の基盤である生涯にわたる健康を実現し、全ての人々が、それぞれの希望に応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べる環境づくりが必要であるといえます。

● 頻発する大規模災害や新型コロナウイルス感染症等の流行による影響

大規模な災害の発生や感染症の流行は、全ての人々の生活を脅かすと同時に、女性や脆弱な状況にある人々により深刻な影響を与える可能性があります。そのため、非常時において女性に負担が集中するなどの課題が深刻化しないよう、平常時からあらゆる施策の中に男女共同参画の視点を含めることが必要であるといえます。

● 法律・制度の整備と女性の政策・方針決定過程への参画拡大

働き方改革関連法の制定や女性活躍推進法の一部改正が行われるなど、女性活躍を推進するための法律・制度の整備が進められる中、女性の就業者数は増加傾向となっていますが、男性と女性の間の待遇の格差は依然として残っており、固定的な性別役割分担意識の影響から、働き続けることを希望しながらも働くことができない女性もいまだ存在しています。

このような状況において、働きたい人全てが、働き続けることができ、その能力を十分に発揮することができる環境を整備していくことが必要であるといえます。

基本理念

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思であらゆる分野に参画し、お互いの個性や能力を認め合い、ともに歩んでいける社会の実現を目指して、市の条例において次の6つの基本理念を定めています。

- ① 一人ひとりが互いを大切にし、性別による差別や暴力的な行為を受けることなく、男女の人権が尊重されること。
- ② 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行を見直し、一人ひとりが多様な生き方を選択することができること。
- ③ 市の政策又は民間の団体における方針等の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること。
- ④ 家族を構成する男女が、互いの協力と社会支援の下に、家庭生活における活動と勤労等の社会生活における活動とが両立できること。
- ⑤ 男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産等に関してその意思が尊重されるとともに、生涯を通じた心身の健康が配慮されること。
- ⑥ 国際社会での取組の成果を尊重し、国際的協調の下に進められること。

基本目標

6つの基本理念のもとに、次の3つの基本目標を掲げ、市民・事業者・行政がそれぞれの課題を共有し、ともに男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

あらゆる分野において、性別に関係なく、男女がともに個性や能力を発揮し活躍することができる男女共同参画社会の実現のためには、固定的な性別役割分担意識、偏見や性差別などが社会的に作られたものであることを一人ひとりが理解し、意識を改革していく必要があります。

様々な場面において、男女共同参画の視点に立った広報、啓発を行い、お互いの人権を認め合う意識づくりを進めます。

基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築

一人ひとりの人権を尊重した適切な支援を行うことにより、誰もが安心して暮らせる環境づくりを推進します。

また、あらゆる暴力の発生を防ぎ、暴力を容認しない環境づくりを推進し、被害者への支援体制の充実を図っていきます。

基本目標Ⅲ 男女がともに活躍する社会づくり

豊かで活力ある持続可能なまちづくりを進めるために、あらゆる分野において、性別に関係なく、男女がともに個性や能力を発揮し活躍することができる社会づくりを推進します。

また、誰もが男女の区別なく一人の人間として多様なライフスタイルを選択できるよう、行政・事業者・労働者が一体となって、男女がいきいきと活躍できる社会づくりを進めます。

基本目標 I 男女共同参画社会の実現にむけた基盤づくり

1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

- ① 社会制度・慣行の見直し

2 男女共同参画推進のための情報収集及び広報活動の充実

- ① 男女共同参画に関する現状調査の実施
- ② 広報紙及びホームページ等を活用した広報活動の実施
- ③ 国際的視野に立った男女共同参画の促進

3 学校・家庭・地域における男女共同参画教育・学習の推進

- ① 学校における男女共同参画教育・学習の推進
- ② 家庭・地域における男女共同参画教育・学習の推進

項目	現状値	目標値
市民意識調査の「生活費を稼ぐ」の現状において「主に男性が行っている」と回答した割合 ※「主に男性が行っている」＝「ほとんど男性がしている」と「男性が中心だが女性も手伝う」の割合の合計	44.9%	30%
市民意識調査の「日常の家事」の現状において「主に女性が行っている」と回答した割合 ※「主に男性が行っている」＝「ほとんど男性がしている」と「男性が中心だが女性も手伝う」の割合の合計	69.3%	45%
人権問題学習講座参加者数（延べ） （男女共同参画社会啓発講演会）	168人	200人

基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築

4 あらゆる暴力（DV等）の根絶【DV防止計画】

- ① 男女間及び児童へのあらゆる暴力（DV等）の発生を防ぐ環境づくりの推進
- ② 被害者への相談・支援体制の充実

5 情報化社会における男女の人権

- ① 情報化社会への対応

6 生涯を通じた健康支援

- ① 性と生殖に関する健康の重要性についての普及・啓発
- ② 生涯を通じた男女の健康支援

7 あらゆる人々が安心して暮らせる環境づくり

- ① ひとり親家庭等への支援
- ② 高齢者・障害者・外国人等への支援

項目	現状値	目標値
DV・虐待防止にかかる啓発活動回数（学校訪問・広報等）	32回	50回
国民健康保険 特定健診受診率	29.3%	60%
国民健康保険 特定保健指導実施率	28.9%	60%
ひとり親就労相談による就職率	36%	50%
市国際交流協議会が主催（支援）する交流イベントへの外国人市民参加者数（延べ）	46人	150人
ボランティア通訳登録者数	4人	10人

基本目標Ⅲ 男女がともに活躍する社会づくり【女性活躍推進法】

8 政策・方針決定の場への女性の参画促進

- ① 行政分野における女性の参画促進
- ② 民間企業・各種団体等における女性の参画促進

9 地域社会における男女共同参画の推進

- ① 地域社会における男女共同参画の推進
- ② 防災・災害対応における男女共同参画の推進

10 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- ① 男女の均等な雇用機会と待遇の確保
- ② 女性が働き続けることのできる環境づくり
- ③ ハラスメントへの対応

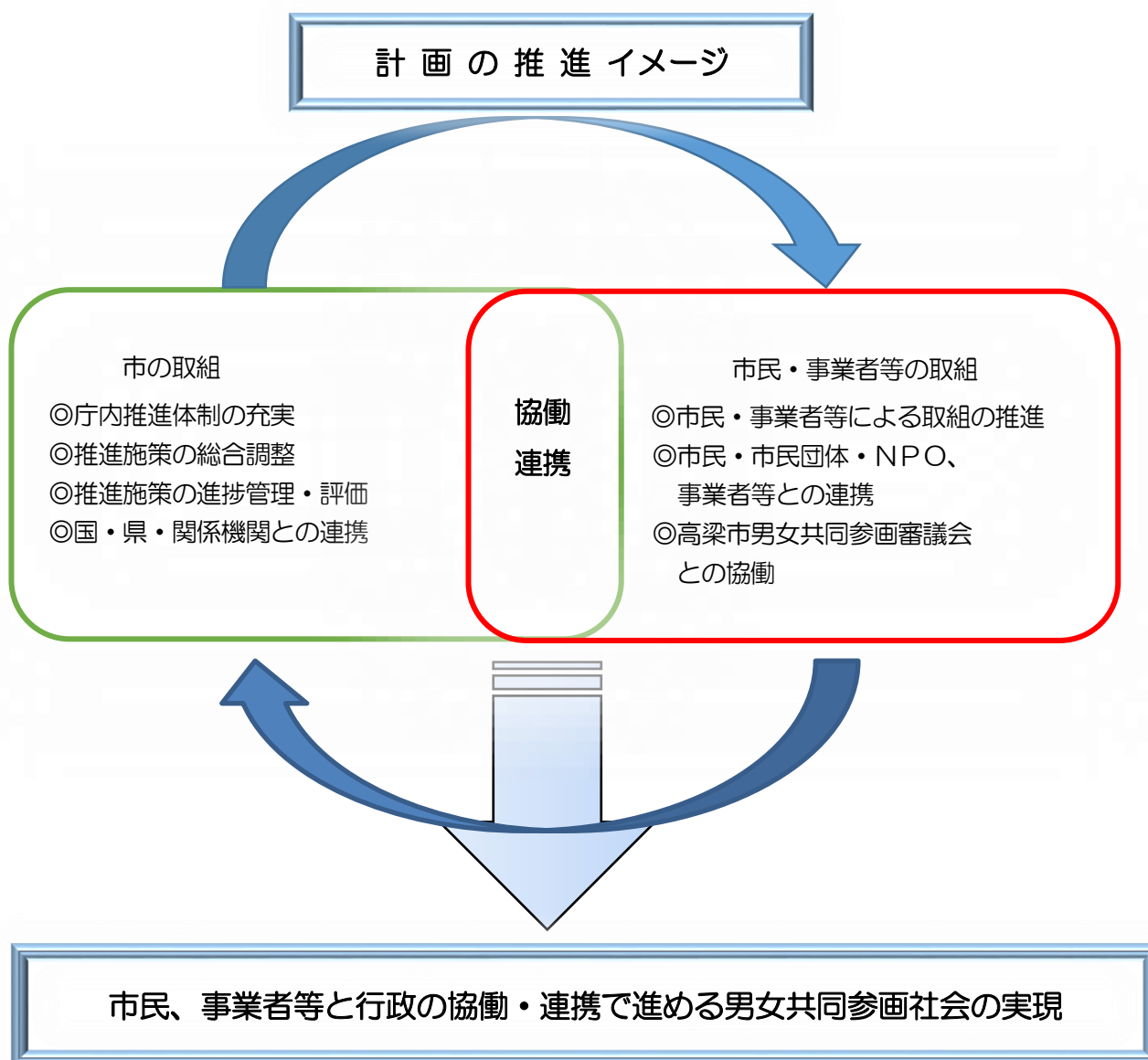
11 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

- ① 仕事と家庭・地域生活等の両立支援・環境整備
- ② 多様で柔軟な働き方の推進

項目	現状値	目標値
市の一般行政職における課長級以上の女性管理職の割合	10.5%	15%
市の消防吏員における女性の割合	1.5%	5%
各審議会等における女性委員の割合	20.7%	40%
女性委員のいない審議会等の数	6	0
消防団員における女性の数	28人	35人
防災士における女性の割合	10%	15%
パパ・ママ・子育て応援企業数	26社	30社
ファミリーサポートセンターの提供会員・両方会員数	28人	42人
認定こども園数	3箇所	5箇所
一時預かり実施施設数	1箇所	3箇所
市男性職員の育児休業取得率（5年間合計） ※男性職員の育児休業取得数／男性職員の育児休業対象者数	5.8%	30%

計画の推進

計画をより効果的に推進するためには、市民一人ひとりの理解促進とともに、事業者の自主的な取組が必要であることから、市民、市民団体、NPO、事業者等と行政が、それぞれの役割をしっかりと理解したうえで、対等なパートナーとして連携し、計画を推進します。



第3次高梁市男女共同参画基本計画

令和3年3月発行

高梁市市民生活部市民課

〒716-8501 岡山県高梁市松原通 2043

TEL : 0866-21-0254

FAX : 0866-22-9370

メール : shimin@city.takahashi.lg.jp